

建 技 4 4 6 号
令和2年2月28日

関係協会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置等について

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応については、令和2年2月27日付け建技442号において、参考までに通知いたしたところですが、標記について、別添のとおり国土交通省より新型コロナウイルス感染症の拡大防止について情報提供がありました。

富山県土木部では、感染拡大防止に向けて下記事項のとおり取扱いを定め、各所属へ通知したところです。

貴団体におかれましては、会員企業に対して、下記事項の周知をお願いいたします。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置について

発注者においては、工事又は業務の各契約書の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する一時中止措置等を適切に行うものとする。

なお、通年維持管理等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰

することができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

(事務担当 技術指導係)